



共通第 11 号様式(第 17 条第 1 項)

令和 6 年度 補助事業等実績報告書

令和 7 年(2025 年) 4 月 30 日

函館市長 大 泉 潤 様

住 所 函館市新川町 2 番 16 号

補助事業者等

氏名または団体名 連合北海道函館地区連合会

および代表者氏名 会 長 佐 藤 昌 利

補助事業等の名称 労働福祉事業

令和 6 年 4 月 1 日付け函経雇をもって補助金等の交付の決定を受けた上記の
補助事業等は、令和 7 年(2025 年)3 月 31 日完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金等交付決定通知額 金 3, 3 1 3, 0 0 0 円

補 助 金 等 領 収 済 額 金 3, 3 1 3, 0 0 0 円

補 助 金 等 領 収 未 済 額 金 0 円

補 助 事 業 等 の 実 績 書

申請者の概要	設立年月日 平成5年10月24日
	構 成 員 74団体 9,688名(令和7年3月31日現在)
	営む主な事業 地域労働者の労働条件や経済的・社会的地位の向上を目指す諸事業
補助事業等の 内 容	労働問題や法律相談を中心とする相談活動の推進 これらの相談事業の浸透(PRや教宣)と活動を求めるための取り組みを展開 労働相談事業推進にあたっての新設・改正等法制に関する学習・研鑽
補助事業等の 実施による効果	労働者の持つ労働不安や生活不安を解消し安定させることに寄与した 労働に関わる諸問題に対処する方法を学ぶことにより、労働者の置かれている 環境と条件の改善に結びついた 相談事業の周知徹底により、より多くの労働者の利用拡大が図られ、 他機関の相談事業の円滑な運営に寄与した
備 考	

- (注) 1. この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
2. 補助事業等の内容は、詳細に記載すること。(別紙も可)
3. 工事の施工を伴う場合は、その実施設計書および図面を添付すること。
4. その他必要と認めた書類を添付すること。

補助事業等の収支決算書

収入の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額		本年度決算額		増 減		内 訳
		うち 補助対象事業		うち 補助対象事業		うち 補助対象事業	
図書館補助金	3,313,000	3,313,000	3,313,000	3,313,000	0	0	
団体負担金	4,527,000	4,527,000	5,111,496	5,111,496	584,496	584,496	
合 計	7,840,000	7,840,000	8,424,496	8,424,496	584,496	584,496	

支出の部

(単位:円)

項 目	細 目	本年度予算額		本年度決算額		増 減		内 訳
			うち 補助対象事業		うち 補助対象事業		うち 補助対象事業	
法律相談事業	人件費	1,750,000	1,750,000	2,453,550	2,453,550	▲ 703,550	▲ 703,550	相談担当職員費等
	対策費	1,100,000	1,100,000	1,140,000	1,140,000	▲ 40,000	▲ 40,000	顧問料
	教宣費	400,000	400,000	541,790	541,790	▲ 141,790	▲ 141,790	各種宣伝・周知等
	通信費	500,000	500,000	404,700	404,700	95,300	95,300	発送料等
	借上料	465,000	465,000	604,650	604,650	▲ 139,650	▲ 139,650	相談室料等
労働相談事業	宣伝費	550,000	550,000	603,646	603,646	▲ 53,646	▲ 53,646	各種宣伝・周知等
	運営費	825,000	825,000	544,920	544,920	280,080	280,080	街宣車輛等経費
	行動費	1,500,000	1,500,000	1,440,000	1,440,000	60,000	60,000	相談員
	借上料	750,000	750,000	691,240	691,240	58,760	58,760	相談室料等
合 計		7,840,000	7,840,000	8,424,496	8,424,496	▲ 584,496	▲ 584,496	

※実績報告の場合 収支差引額 0円

- (注) 1. この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
2. 項目は、詳細に区分して記載すること。
3. 金額の単位は、申請の場合「千円」、実績報告の場合「円」とすること。
4. 内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
5. その他必要と認めた書類を添付すること。